

公 募

下記の業務を行う者を公募します。応募される方は、応募要領に基づき応募してください。

記

1 件名

E T Cスルーカードの利用業務

2 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成22・23・24年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において登録されている者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 仕様書に掲げる必須条件を全て満たす者であること。

3 応募要領を交付する場所及び日時

- (1) 場所 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省大臣官房経理課調達班契約第2係（別館3階ドアNo.別317）
電話 03-3591-6753
- (2) 日時 平成24年2月10日から平成24年2月27日 午前10時から午後5時
（ただし、行政機関の休日を除く。）

4 応募期限及び応募先（問合せ先）

- (1) 応募期限 平成24年2月28日 午前11時
- (2) 応募先 農林水産省大臣官房経理課調達班契約第2係

5 その他

有効な応募が複数ある場合には、くじ引き抽選により1者に決定することとする。

平成24年2月10日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房経理課長
山下容弘

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなど、の綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ（<http://www.maff.go.jp/www/supply/supply.html>）をご覧ください。